

国際ロータリー第 2510 地区危機管理基金規約（案）

第 1 条（目的）

1. この基金は、国際ロータリー第 2510 地区内外の災害や事故及びパンデミック等の危機発生時に対応するために必要な資金に充てることを目的とする。
2. 前項のほか、次世代を担う青少年の健全育成を図るために地区を挙げて支援することを目的とする。

第 2 条（名称）

この基金の名称は、国際ロータリー第 2510 地区危機管理基金（以下「基金」と略称）とする。

第 3 条（財産）

1. 基金の財産は、以下をもって構成する。
 - (1) 一般地区資金及び特別地区資金繰越金からの拠出金
 - (2) 基金の目的に賛同して寄せられる寄付金
 - (3) その他の収入金
2. (1) の拠出金は、ガバナー、地区財務委員長及び地区危機管理委員長の協議により、拠出額・時期を発議し、諮問会議の助言を得て会長・幹事会で決定し、地区大会で報告する。

第 4 条（基金の用途）

1. 地区内の甚大な災害・事故・パンデミック等の危機発生時の支援。
2. 地区外の甚大な災害・事故・パンデミック等の危機発生時の支援。
3. 地区若しくはクラブで実施する青少年奉仕事業及び青少年の参加するプログラムにおいて、
 - (1) 青少年に損害が発生した場合の損害の補填。
 - (2) 青少年に損害が発生した場合の地区及びクラブが対応するために必要な資金。
4. その他、地区危機管理委員会が特に必要と認めた場合。

第5条（基金の管理）

1. 基金の管理・執行・運営は、ガバナーの監督の下、危機管理委員会が所管する。
2. 危機管理委員会は、委員長の外数名の委員を基金担当の委員に任命することができる。
3. 基金は基金会計とし、一般地区資金及び特別地区資金とは区別して管理する。
4. 危機管理委員長は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に監査を受け、財産及び執行状況についてガバナーに報告する。
5. 基金からの支出は、危機管理委員会の決議をもって決定し、ガバナーの承認を得て執行する。
6. 基金から支出されて損害の補填に充てられた場合、当該損害について損害保険から填補された場合はその填補額を基金に返還するものとする。

第6条（会計年度）

基金の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月末日までの1年間とする。

第7条（改正）

基金規約の改正は、危機管理委員会での審議を経て、諮問会議の助言を得、会長・幹事会で決定する。

付則 本基金規約は、2023年 月 日より施行する。